株式単位の問題点

加藤修

第一節　はじめに
第二節　一単位のみなし併合と単位株制度の永続化
第三節　株式単位をめぐる単純性と国際水準との調和の要請
第四節　まとめ

第一節　はじめに

株式単位に関しては、まず、昭和五六年改正商法以来の単位株制度が念頭にうかぶ。しかし、そのほかに、株式単位としては各種のものが考えられる。証券取引所における株価を表わすための「価格表示単位」、証券取引所における最低売買数量としての「取引単位」、社員権に包摂される自益権と共益権を単独株主権として行使し得る最低数量である「株主権単位」、資本への寄与額にかかわる「資本単位」などが考えられる。昭和五六年改正商法以後に設立され、当初の株式券面額が五万円であり、その券面額がその後に変更されることなく証券取引所に上場された会社にあっては、単位株制度の適用もなく、右に挙げた各種の株式単位に関しては、全部、「一株」で対応され、計算されるので、

その種の会社に関する限りは、単純明快である。しかし、右のような会社は、現在までのところ、証券取引所上場会社の中にあっては極めて少数である。大部分の上場会社は、昭和五六年改正商法以前に設立され、一部に無額面株式の発行はあるものの大部分は額面株式であり、その券面額は、少数の二〇円、それなりの数の五〇〇円、大多数の五〇円と分れており、単位株制度を強制適用されている。その結果、上場会社にあっては、単位株制度適用会社と非適用会社が入り雑じって、右に挙げた株式単位に関しては、一単位が一株から三〇〇〇株まで分布し、多様化し、単純明解とはいいかねる現状となっている。救いがあるとすれば、一単位の決め方が、一〇株、一〇〇株、五〇〇株、一〇〇〇株などと零で終る数字でなされるように工夫され、その点に関する限り、理解が容易になっていることである。証券取引所における「価格表示単位」については、現在のところ、全部「一株」を基準にして株価の表示がなされているが、昭和五六年の商法改正以後設立の会社も上場されているため、現時点では、一株一〇〇円台から一〇〇万円台まで多様を極め、ここでも、理解は一目瞭然とはいかない。しかも、一株一〇〇万円以上との株価表示は、国際水準からかけ離れ、国際的観点よりする調和ということからも問題が生ずる。もっとも、株価の高い上場会社にあっては、一万円とか千円きざみで価格が上下するので、実際の表示では零をいくつか省略することによって合理化されているが、現実の株価を認識するためには、零を加えて、位取りを考えなおさなくてはならず、この点でも単純明解とはいいかねる。これらの点については、複雑なこともあるが、全体としては機能しているので、このまま放置しても良いとの考えもあろうが、やはり、理解しやすいものを求めて改善をしたほうが良いと考える。立法者も実務関係者も、改善のための方策を持ちあわせていないわけではない。しかし、不都合の認識後に、ただちにその方策を実現できないというのが現状であり、そうとすれば、その方策にも問題点があると疑ってみるのが自然であろう。さらに、資本市場における実際の最低投資金額については、「取引単位」の具体的なくくり方が関係することになるが、それが過大にすぎるのではないかとの問題点も付随的に浮上する。そこで、以下において、それらの問題点の指摘と改善方

法探求をささやかながらも試みたいと考える次第である。

第二節　一単位のみなし併合と単位株制度の永続化

昭和五六年の改正商法附則一五条によれば、単位株制度の適用を強制される会社、あるいは、定款で任意に単位株制度を採用した会社については、別に法律で定める日に、一単位の株式を一株に併合する旨の株主総会特別決議があったものと看做すと規定されている。このみなし併合が実施されれば、証券取引所に上場されている会社については、各種の株式単位が全部「一株」に統一され、その点に関しては、単純明解となる。しかし、その結果、現時点で仮に一単位の株式のみなし併合がなされると、我が国の株価が、海外主要国の株価に比べて飛び抜けて高く表示されることとなり、株式単位の機能のさせ方としては、国際水準との調和を欠くとの問題点が生ずる。(1)

株式単位をめぐる複雑化の原因は、昭和五六年改正商法以後に新設された上場会社の存在にあるから、現在の単位株制度を永続化、恒久化し、新設会社にも選択的に認めることにより対応しようとの発想が生まれるのも無理はないと思われる。(2)単位株制度については、立法準備段階で、永続的制度としての導入も提案されたが、昭和五六年改正商法は、これを過渡的手段措置として位置づけている。(3)このことは、現在の単位株制度が商法典の中にではなく、改正商法附則の中にあることからも明らかとなる。つまり、現在の単位株制度は、一単位のみなし併合の時までの暫定的な制度であるため、この制度についての規定は、すべて改正商法の附則の中に置かれているのである。(4)

附則の中に、単位株制度をめぐる規定という極めて実体的な規定が設置されていることは異例なこと(5)であるから、法技術として、この単位株制度に関する諸規定を商法典の中に再編成して取り込んでしまえば、その永続化は困難ではないと解し得るほど事は簡単でない。(6)現在の単位株制度において、単位未満株式もやはり「株式」と位置づけられ

ている限り、株主権(社員権)のうちある種の権利については一定数の株式を所有しなければ行使し得ないとする単位株の仕組は、「過渡的な立法政策上の例外則」としてのみ認められ得るからである。[7] その点に関連して、議決権は、株主の自益権を守るために存在し、株主の自益権と密接な関係を有するとの観点から、議決権は単位未満株主には無価値であると考えるのは正当ではなく、やはり価値あるものとして、その既得権を奪うについては慎重であるべきとの指摘[8]は傾聴にあたいする。

現在の単位株制度が永続化・恒久化されると、例外則としての制度が原則としての制度に変容することになる。そうとすれば、単位未満株式も「株式」である以上、株式単位としての「株主権単位」(一単位＝現状では一〇株～三〇〇〇株)と「資本単位」(一株)が別々となり、株主権(社員権)を全面的に有する株主と部分的にしか株主権(社員権)を有しない投資株主との階層分化が生ずることになるが、その場合において、会社法上株主権(社員権)を完全に行使し得ない投資株主の利益保護の制度が用意されなければならないこととなる。[9] そのような投資株主利益の保護については、現行法上、配当に関して、優先的内容を有する株式についてのみ議決権なしとできるが、優先的配当を受け得ない時には議決権が復活するとの無議決権株式の例が考えられるが、[10] 単位株制度に、何んらかの議決権復活というようなその種の利益保護を持ち込むこと自体が投資のための金額を引き上げようとする単位株制度の目的に反し制度矛盾となるため、単位株制度は、過渡的・暫定的な制度にとどまるものと解すべきである。なお、共益権については一単位、自益権については一株というように権利の性質に応じて二つの単位を使い分け、順次大きい単位に収斂してゆくのが単位株制度なのだから、「株主権単位」と「資本単位」の乖離という疑問の出し方は、平面的かつ固定的で適切ではないとの批判がある。[11] しかし、権利の性質に応じて二つの単位の使い分けということは、それらの権利が株主権(社員権)という一つの権利から派生するものである時には特に慎重でなければならず、相当な利益衡量をかさねた上で、利益保護処置を考えた後でなされなければならないが、共益権を認められない単位未満株主に何んらかの保護処置を考え

ることは、投資のための金額を引き上げようとする単位株の制度上困難なので、単位株制度の永続化・恒久化は無理であると考える。

株式分割（無償交付）や転換社債の株式への転換などにより、株券の発行されていない登録単位未満株式が増加の傾向にあることなどの事情から、単位株制度の早期終結に対し慎重論を唱える向きもあるとのことである。[12] 株式分割による株数の増加については、千差万別の態様が考えられるので一概には論じられないが、資本市場における転換社債の最低「取引単位」を取得し、転換権行使の結果、単位未満株式しか生じないというのは、通常の平衡感覚からすると調和を欠くものと考えられる。確かに、債券と株式では性質が違うので、それをめぐる種々の単位のくくり方も相違してかまわないと主張されるかもしれない。しかし、転換社債や新株引受権付社債については、制度として新株発行の可能性が内包されているのだから、単位としては、その場合、債券と株式を同一観点から連動させることが目的にかなうものと考えられる。そうとすれば、現行の単位株制度の単位のくくり方が過大にすぎるのではないかと思われる。

現行のままで、一単位のみなし併合をすれば、前述したように、株価が海外主要国の株価にくらべて飛び抜けて高く表示され、国際水準との調和を欠くことのほかに、「取引単位」のくくり方が過大にすぎるとの右に述べた欠点もそのまま残される。株式分割制度の利用により、株価なり、あるいは、「取引単位」一単位の具体的金額が妥当な水準になるように調整すればよいと主張されるかもしれない。しかし、商法二一八条二項と附則二一条により、一株あるいは一単位あたり純資産五万円の歯止めがあるため、分割による引き下げにも限度のあること[13]を忘れてはならない。

一単位のみなし併合といい、あるいは、単位株制度の永続化といっても、それぞれに種々の問題をかかえており、なんらかの改善を模索すべきと考える。

(1) 竹中正明「単位としての株式」法学研究五一巻一一号一六一頁(一九七八年)。同「単位としての株式再論——取引単位としての視点から——」法学研究六六巻一二号二三八頁(一九九三年)は、単位株制度の適用を受ける上場会社についても一単位当りで株価を表示し、価格表示単位につき昭和五六年改正商法以後に設立された上場会社と同じベースで考える際にこの点を指摘される。

(2) 単位株制度の永続化・恒久化をめぐる議論については、竹中・前掲法学研究六六巻一二号二二一頁以下に詳細である。

(3) 河本一郎・新版注釈会社法四巻二一九頁(一九八六年)。なお、昭和五二年までの改正議論については、服部栄三「単位株制度導入の経緯序説——立法サイドの議論を中心に——」大東法学一四号三頁(一九八七年)以下に詳細である。

(4) 稲葉威雄・改正会社法七五頁(一九八二年)、元木伸・改正商法逐条解説(改訂増補版)三五七頁(一九八三年)、新海兵衛「単位株制度」蓮井良憲先生還暦記念・改正会社法の研究六五頁(一九八四年)。

(5) 竹内昭夫・改正会社法解説(新版)三三頁(一九八三年)。

(6) 松岡和生「単位株制度の再編成の必要性」高鳥正夫編著・改正会社法の基本問題六一頁(一九八二年)以下は、基礎理論を求め直し、それに基づいて、一般的・永続的制度としての単位株制度確立の諸問題について詳論する。

(7) 倉沢康一郎「株式単位引き上げの意義と機能」民商法雑誌八六巻六号一五頁、一六頁(一九八二年)、会社法改正の理論一四〇頁、一四一頁(一九九四年)、同「券面額引上・単位株・端株」高鳥正夫編著・改正会社法の基本問題一〇頁(一九八二年)、同「資本の単位としての株式と社員権の単位としての株式」会社法の論理九〇頁(一九七九年)。

(8) 田中誠二「単位株制度慎重論(上)」商事法務七七四号八頁(一九七七年)。

(9) 倉沢・前掲会社法の論理九〇頁。

(10) 倉沢・前掲会社法の論理九〇頁。

(11) 竹内・前掲改正会社法解説五八頁。

(12) 南忠彦「単位株制度終結の方法」ジュリスト増刊商法の争点Ⅰ一〇八頁(一九九三年)。

(13) 竹中・前掲法学研究六六巻一二号二三八頁。

第三節　株式単位をめぐる単純性と国際水準との調和の要請

ニューヨークの証券取引所に上場されている日本電信電話株式会社株式は、平成七年七月三日の彼の地の価格として四二½ドルと表示され、それは〇、〇〇五株の価格とのことである。[1] 一株あたりのドル表示価格では、彼の地では使い勝手が悪いということであろうと思われる。彼の地は彼の地であり、我が国は我が国で独自に行なうというのも一つの考えである。しかし、資本調達や株式制度に関して、進取の精神に富み、勇猛果敢に新制度を採用し、世界的な影響力を有する国の主要証券取引所の取り扱いを無視することは賢明ではない。実際的な受け止め方として、国際的な調和という面についてみると、基準となるのは、世界最大の国際市場である米国の株価であるが、その標準的水準は二〇〜三〇ドルといわれているとの指摘[2]がある。この点については、種々議論があるかもしれないけれども、世界中の株式会社に株式上場や店頭登録あるいは米国預託証券（ＡＤＲ）としての流通の機会を与え続けている、懐の深い米国証券市場での取り扱いは大いに考慮すべきものと考えられる。このように、一つの株式会社の株価表示についても問題提起がなされる一方で、単位株制度のもとで、一単位の具体的株数が種々に分れている現状では、事柄は、国内的のみならず国際的にみても単純明解とはいいかねるのである。

「取引単位」に関連して、米国では、百株単位で売買でき、最低投資金額の平均は、一九九四年末現在で三一万円であり、ドイツやフランスでは一株単位の売買が可能で、フランスの場合、最低投資金額の平均は五千円と低いのに対して、我が国では、これが九一万円であり、一九九五年三月末では七五万とのことである。[3] この点に関連して、大蔵省と日本証券業協会はこれまでの一〇分の一の金額で株式投資ができる「ミニ株市場」（仮称）なるものを創設し、千株単位で売買している銘柄の場合、百株単位で売買できるようにすべく計画中とのことである。[4] このような計画には、投資はさせるが議決権などの共益権は与えないという問題点があり、また、個人投資家の参入促進による証券市場活

性化という関係者の願望がこめられていることは自明であるが、国際的な比較の中で、「取引単位」の具体的くくり方の過大さを浮き彫りにする契機になるとも考えられる。

一九世紀の工業化時代のドイツにおいて、株式所有は、まずもって企業家としての目標をもってなされ、もっぱら富裕な階層のものであり、最低券面額は一〇〇〇マルクとされ、その金額は、当時の産業労働者の年収に相当した。[5] その後、幾多の改正を経て、一九六五年ドイツ株式法上の株式の最低券面額は五〇マルクとなったが、近年、これを五マルクにすべきとの議論の過程で、連邦政府関係者により、国際水準との調和の観点を加味した興味深い論述が公表されているので、次にその点につき紹介してみたい。ザイベルト[6]によれば、要約してみると次の一〇点が主張されている。すなわち、

①ドイツ株式の最低券面額は、国際的な比較をしてみると高い。一九九三年時点で、ドイツ普通株式の株価は、平均する券面額の八・五倍であるが、これは、一見したところ非常に高価との印象を残し、投資家にとって心理的な障害になっている。

②株式の最低券面額引き下げは、ドイツの金融・証券市場にとって振興策となり、規制の平準化にも寄与する。それによって、ドイツ公開会社の外国市場における競争上の障害も取り除かれる。このことに関連して、ドイツ株式会社が、ニューヨーク証券市場で上場しようとする場合、より小さい単位で上場できる米国預託証券（ADR）を選択するとの傾向も出てきている。

③最低券面額引き下げは、ドイツ株式の民間所有を拡大し、株式会社の自己資本増強に貢献する。民間投資家は、機関投資家とは違って、比較的株価の低いものに投資する傾向がみられる。最低券面額の引き下げが実現すると、機関投資家による出資とは違って小口ながらも広範にわたる株式所有が拡大し、ドイツ株式会社の努力している方向に合致することとなる。

④広範な株式所有分散を目標にするといっても、小口投資家のポートフォリオ拡大と多様化を目的にしているわけではない。株式によって貯蓄しようとすることは、切手収集をしているわけではなく、投資形態として意味のあるものとして行なわれなくてはならない。最低券面額の引き下げにより、個々の一回あたりの最低投資額が引き下げられることになってはならない。現実に即したのぞましい一回あたりの投資注文は一万マルクといってよいだろう。

⑤最低券面額の引き下げに伴い、小口株式投資手数料引き下げを金融機関に迫るという政治的動機は全くない。広く危険分散しながら小口投資したい者は、株式投資信託を利用すればよい。最低券面額引き下げは、投資家が種々の株式を多様に購入したり、小口投資寄託口座開設を助長する契機とはならない。現実に即した認識によれば、最低券面額を引き下げても一口あたりの投資額が変ることはなかろうと判断され、最低券面額の引き下げが、投資口座管理料と投資手数料につき一般民間投資家にとり不利になる影響を及ぼすとは考えられない。一口の投資金額が変ることがないとの前提のもとでは、最低券面額引き下げにより、(無記名株式を中心とする)投資寄託事務が増大し、株主総会招集通知転送あるいは議決権行使方針の提案、株主総会入場券等の送付費用の増大することを関係金融機関が心配する必要はない。

⑥五マルクの最低券面額は、すべての株式会社に強制されるわけではない。最低券面額が引き下げられていれば、株価の高くなった時は、株式分割をくりかえすことができる。そのことは、券面額が各株式により相違するという多様性を生み、株価を同一券面額の何倍かという観点のみから評価する投資判断を避けさせることにつながる。株価と券面額の比較以外にも種々の投資尺度のあることが明確となる。

⑦部分の合計が、その合計全体以上のものとなることがしばしばある。このような効果が、株式の券面額をより小さくすることに期待できる。スイスにおいては、最近、最低券面額を一〇分一にしたが、そのような効果のあることが裏づけられた。

⑧株式をめぐるオプション取引のような派生的な取引に関しては、流動性が大切である。券面額が低くて、相場の足どりが軽ければ、基本株価の流動性が改善され、派生取引にとり良いこととなる。

⑨最低券面額引き下げは、株式法自由化の小さいが最初の一歩となる。半端な投資額はのぞましくないけれども、券面額が引き下げられれば、投資家は、その意図する投資額を意図どおりに正確に決めることができる。券面額が引き下げられれば、従業員持株制度の実施が容易になり、財産形成法における奨励助成も極めて良好に実施されることとなる。

⑩券面額が五マルクか五〇マルクかは、株主総会決議取消訴訟の提起に関して重要ではない。あくまで会社側に逆って決議取消訴訟を提起しようとする株主は、一株を提訴権獲得のために総会入場券のつもりで取得するのだから、その株価が、例えば、四〇マルク(券面額五マルク)か四〇〇マルク(券面額五〇マルク)かはどちらでもよいことである。

右の一〇点がザイベルトの論述の要点である。ドイツでは、株式会社は全国で約三〇〇〇社しかなく、そのうち六七九社しか株式を上場していない[7]とのことである。株式法およびその施行について、我が国と比較すると、株式会社の理念型をはるかに強く意識して実践がなされており、また、自国の制度への誇りの強いドイツにおいて、国際調和の観点も加味して、最低券面額の引き下げが主張されていることは注目に価する。このことは、資本取引が国境を越えて自由になされ、米国市場という強大で懐の深い存在のためとも解される。

ザイベルトの論点⑥の後半部分については、券面額の多様性を認めようとの点で、単純明解性の観点から問題性はあるけれども、手数料の問題にも配慮を加え、一口あたりの最低投資額低下の心配もしながら、なんとか説得しようとの意気ごみがうかがえる。

ドイツにおける最低券面額引き下げに関しては、一九九五年五月に、影響力のある上場大銀行が、これまでの五〇マルクから五マルクへの引き下げを実施するなど、立法者の企図する方向へ実際に歩みはじめている。我が国におい

ても、株式単位の単純性と国際水準との調和を目標として、ドイツの例を一つの参考として、改善が企図されてもよいと考えられる。我が国において、最低券面額の定めは、設立時に五万円とあるのみで（商法一六六条二項）、その後の規制は、一株あるいは一単位あたり純資産五万円の歯止めがかかることになっているため（商法二一八条二項、附則二一条）、ドイツとは様相が異なるが、それでも、ドイツでの議論は参考となろう。

（1）日本経済新聞・一九九五年七月四日（夕刊）四版九頁。
（2）竹中・前掲法学研究六六巻一二号二三九頁。
（3）日本経済新聞・一九九五年四月一九日（朝刊）一四版三頁。
（4）日本経済新聞・前掲一九九五年四月一九日（朝刊）一四版一頁。
（5）Brändel in Großkommentar AktG 4. Aufl. § 8 Rdn. 1 (1992).
（6）Seibert, Gesetzentwurf zur Herabsetzung des Mindestnennbetrags der Aktien, AG Juli 1993 S. 315 f.
（7）海外情報「ドイツで小規模株式会社法が成立」商事法務一三六二号四〇頁（一九九四年）。

第四節　まとめ

株式単位をどのように取り扱うかは政策の選択であり、種々議論され、様々な考え方があり得る。そこで、各種の方策・保護対策を用意の上で、立法的決断がなされるわけである。

昭和五六年改正商法のもとにおける現行単位株制度と一単位のみなし併合の規定も、周到な対応策の上に成り立つ立法上の選択である。そして、年月を経て、昭和五六年改正商法に基づいて設立された株式会社の株式も証券取引所に上場されるに至り、単位株制度適用強制会社とそうでない会社が証券市場で入り雑り、種々の株式単位の具体的な現れ方については、その理解が単純明解とはいかない事態となった。ここに、いわゆる株式単位の問題点を認識せざ

るを得ない。

単純明解性を追求するために、一単位のみなし併合を現在の状況で実行しようとすると、「価格表示単位」としての一株で示される株価が海外主要国の株価に比較すると飛び抜けて高くなり、国際水準との調和を欠くことになる。そして、「取引単位」としての一株の投資金額も、現状からすると過大となり、これまた国際水準からはずれることとなる。

それならばということで、現行単位株制度を永続化・恒久化し、新設会社にも選択的に認め、一単位自体もより小さくしようとの対応策も考えられよう。しかし、現行単位株制度における単位未満株式も「株式」である以上、そこでは、株式単位としての「株主権単位」(一単位)と「資本単位」(一株)が別々となり、株主権(社員権)を全面的に有する株主と部分的に自益権しか有しない投資株主との階層分化が生ずるため、現行単位株制度は、過渡的・暫定的手段措置として、つまり例外としてのみ受容されるべきである。現行法上、無議決権株式にあっては、投資株主の利益保護を考慮した制度設定がなされているが、そこでの利益衡量の構図を投資金額引き上げを目的とする単位株制度に持ち込むことはできない。それは制度矛盾を引き起こす。それ故に、現行単位株制度の永続化・恒久化・拡大化は許されないと考える。

現状は、右に述べたように、どちらにもゆきにくく、いささか手詰まりの様相ではあるが、株式単位をめぐる単純性と国際水準との調和は追求されなければならない。株式の最低券面額に関する規制の方法は、我が国とドイツでは相違するけれども、ドイツにおける最低券面額引き下げ議論が、国際的水準を強く意識しながらなされていることに注目しなければならない。資本の調達およびその流動化ということになると、自由経済のもとにおいては、世界的な広がりの中で考察せざるを得なくなり、自国制度の独自性を誇り、その存続を企図することも一つの選択ではあるが、やはり、国際水準との調和に配慮しなければならないと考える。

株式単位を問題とする場合には、健全ならざる零細投資阻止と株式事務の経済的合理性の二つの観点から考察されなければならない。零細投資の点については、平成五年以来株式の累積投資制度が導入され、毎回の払込金額の最低額は一万円であり、一単位・一株に達していない持分の随時売却も可能となっているため、証券業者の管理費用と顧客の手数料負担の点で国民経済的な視点から問題もあるけれど、現状では、相当低い金額であっても健全投資として自主的に活用し、関係者において対応する心がまえと仕組は出来ていると解される。また、株式事務の経済的合理性の点については、株券の保管および振替決済の活用により、現状の水準よりもはるかに小口の株式所有に経済的妥当性をもって小口株券を発行することなく全面的に対応可能と考えられる。さらに、株主権行使について、今よりも小口の株式所有につき、配当金支払の持参債務性は維持しつつ、株主総会関係資料の送付、議決権行使につき、株主側の能動的請求ある時にのみ会社側で対応するという仕組を確立することにより、総経費の点で相当の合理化可能と考える。議決権以外の共益権、例えば、総会決議取消請求訴権については、行使可能な投資額水準のハードルを高く設定しても、権利行使を決意した者は、いわゆる「総会屋」の行動型態をみても、種々の算段をして乗り越えてくるため、投資額の大口・小口は、結局のところ排除の決め手にはならないと考える。さらに、株式事務の経済性については、その総経費がすくなくて済めばそれにこしたことはない。しかし、株式を証券市場に上場している会社は、それにより多大のメリットを享受していることも疑いはない。株主一人あたりの対応・管理コストについては、金何円と具体的に算定・明示可能であるのに対し、株式上場メリットについては、理論的には算定可能としても、具体的には明示が困難な性質を有する。そのために、議論の過程において、金何円との具体的数字が一人あるきをし、国民経済的な総合観点よりする費用効果対比がいささかなおざりにされてきたのではないかとも思う。

以上のような次第で、現状の手詰まり様相改善のためには、「価格表示単位」、「取引単位」、「株主権単位」の具体的な金額の現われ方として、国際水準との調和を考えながら、現状より低いところで落ち着くように株式単位再構成

が必要と考える。「資本単位」については、単純明解性尊重の観点から、「株主権単位」と同調することが望ましい。その意味において、現状の端株制度は、永続的・恒久的制度として、商法典の中に規定されてはいるが、株式を単位とする株主権(社員権)と端株を単位とする株主権(社員権)の二本立て乖離は、慎重な利益衡量の上に巧妙に組み立てられた仕組とはいえ、複雑・特異であり、除去・縮小の方向で再検討すべきものと考えられる。

(平成七年七月一三日稿)